

令和6年（行ウ）第88号 人種等を理由とする職務質問の違法確認等請求事件

原告 星恵土ゼンヌルアベディン

被告 国ほか

原告意見陳述要旨

2024年4月12日

東京地方裁判所民事第51部 御中

原告星恵土ゼンヌルアベディン代理人弁護士 浦城知子
ほか

2024年4月15日午後2時の第1回口頭弁論期日において、原告星恵土ゼンヌルアベディンの意見陳述を予定しております。所要時間は10分を予定しています。意見陳述の要旨は下記のとおりです。

記

- 1 原告は、パキスタンで生まれ、13歳のときに日本国籍を取得したこと。
- 2 大学生のころから、頻繁に職務質問を受けるようになったこと。
- 3 日本国籍であるにもかかわらず、外国人の見た目を理由に何度も職務質問をされることに疑問や釈然としない気持ちを抱き、自分が犯罪者であるかのような気分になること。
- 4 来日する外国人や外国にルーツをもつ日本人が増えていくなかで、日本がより多くの人に開かれた良い社会になるために、そうした人たちに対する偏見に基づく職務質問を変えていく必要があると考えていること。

以上